

令和7年3月24日  
第7回地域連絡協議会

資料3

令和7年1月28日  
第6回地域連絡協議会

資料3

# 高度感染症研究センター実験棟の対応状況について

長崎大学  
高度感染症研究センター

# 高度感染症研究センター実験棟の対応状況について

## (1) BSL-4施設の本格稼働に向けたスケジュール

本学の管理

国の監督



# 高度感染症研究センター実験棟の対応状況について

## (2) 高度感染症研究センター実験棟の本稼働に向けた流れ

長崎大学

5月7日  
大学として  
規則\*施行

厚生労働省へ  
関係書類提出

\* 長崎大学高度感染症研究センター実験棟  
生物災害等防止安全管理規則

厚生労働省

厚生労働省による審査  
(書類審査・現場確認)

審査終了

感染症法の  
政令改正手続

パブリックコメント  
(11月15日～12月14日)  
↓  
閣議決定(1月21日)  
↓  
総理大臣署名  
↓  
天皇公布  
↓  
官報掲載(1月24日)

厚生労働大臣による指定

政令改正

1月24日

感染症法で規制されていない  
弱毒性の病原体等を用いた研究・訓練

特定一種病原体等搬入

輸入の承認  
又は  
移送の承認

指定以降は 国の監督下

指定以降は定期  
査察を実施  
(半年に1回)

地域への対応

6月3日  
第4回地域連絡  
協議会

10月29日  
第5回地域連絡  
協議会

1月28日  
第6回(臨時)地域  
連絡協議会

3月24日  
第7回地域連絡  
協議会

協議会委員への状況のご説明

### (3) 参考資料

#### ① 官報(政令改正)

##### 政令第十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令  
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（特定一種病原体等及び特定一種病原体等の所持に係る法人）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第五十六条の三第二項の政令で定める法人は、国立大学法人長崎大学とする。

##### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資磨

内閣総理大臣 石破 茂

## ② プレスリリース(厚生労働省)



### Press Release

報道関係者 各位

令和7年1月24日

【照会先】

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
感染症情報管理室長 横田 栄一（内 2389）

（代表番号）03-5253-1111

### 国立大学法人長崎大学及び同BSL4施設の 感染症法に基づく大臣指定について

本日付けで、国立大学法人長崎大学を特定一種病原体等所持者※として、また、国立大学法人長崎大学内の高度感染症研究センター実験棟（BSL4施設）を特定一種病原体等所持施設として指定しました。

※ 特定一種病原体等所持者とは、原則として所持してはならない特定一種病原体等（南米出血熱ウイルス、ラッサウイルス、エボラ出血熱ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、マールブルグウイルス）を、所持することができる法人として厚生労働大臣が指定する者をいう。なお、特定一種病原体等を輸入又は譲り受けするためには、厚生労働大臣の指定又は承認が別途必要。

関連ページ： 感染症法に基づくBSL4施設の基準

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/kijun\\_bsl4.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/kijun_bsl4.html)

以上

### ③ プレスリリース(長崎大学)

## PRESS RELEASE



令和7年1月24日

報道機関 各位

### 長崎大学高度感染症研究センター実験棟（BSL-4施設）の 厚生労働大臣による特定一種病原体等所持施設指定について

令和7年1月24日付で、本学の高度感染症研究センター（※1）実験棟（BSL-4施設）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める特定一種病原体等所持施設（※2）として厚生労働大臣から指定されましたので、お知らせします。

#### 【参考】

※1 長崎大学高度感染症研究センター ホームページ  
<https://www.ccpid.nagasaki-u.ac.jp/>



高度感染症研究センター実験棟（BSL-4施設）の写真はホームページ内の「長崎大学高度感染症研究センターとは」のページの上部にある外観および実験室内観の2枚の写真をご利用可能です。クリックして拡大、保存頂きご利用下さい。

この写真は本学のBSL-4実験施設等の紹介を目的とする場合のみ、使用可能です。使用する際、写真のトリミング、改変等はご遠慮ください。

<https://www.ccpid.nagasaki-u.ac.jp/about/>



※2 「特定一種病原体等所持施設」とは、感染症法で定める特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できる施設として厚生労働大臣が指定した施設をいう。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

長崎大学高度感染症研究センター リエゾン推進室長 渡邊 英一郎  
電話番号：095-800-4300 FAX番号：095-800-4301

#### ④ 報道等

令和7年1月27日現在、指定について以下の報道がありました。

新聞	6社
テレビ	5社